

年金生活者支援給付金及び国民年金の産前産後期間の保険料免除について

1 年金生活者支援給付金

(1) 概要

ア 納付の主旨

平成24年11月に「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(以下「支給法」という。)が公布され、所得等が一定の基準以下の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給者に対し、国による福祉的な給付措置として「年金生活者支援給付金」(以下「給付金」という。)を支給し、生活の支援を図ることとされている。

支給法では、消費税率の10パーセントへの引上げの施行日から施行することとされており、本年10月1日から同措置が施行される。

給付金の支給は、日本年金機構が、法令に基づき市区町村から提供を受けた請求者の所得情報等をもとに受給資格を認定し、日本年金機構から2か月毎の年金支給に上乗せして行われる。

給付金の額は、老齢年金生活者支援給付金で保険料免除期間がない場合、最大、一月あたり5千円、年間で6万円支給される。

イ 請求について

給付金の請求の受付は、政令により支給法施行日前の平成31年4月1日から年金事務所や区の窓口で開始となり、平成31年4月2日以降に年金の新規裁定者となる方は、年金裁定請求書と併せて給付金請求書を提出することになる。また、制度が開始する平成31年度に限り、平成31年4月1日時点での年金受給者の中で、給付金の支給要件に該当する蓋然性が高いと認められる支給要件対象者には、平成31年9月に日本年金機構からターンアラウンド方式*の給付金請求書が送付され、必要事項(氏名・電話番号)を記入して日本年金機構あて返送することで、給付金の請求を行うものである。

なお、日本年金機構では、給付金の請求に基づき支給判定が行われ、その結果が請求者に通知されて給付金が支給されるもので、以降、特に手続きをすることなく継続して支給される。

*ターンアラウンド方式：あらかじめ基本的な項目が印字された書類を対象者に送付し、必要項目を記入して返送し、申請や請求を行う方式。

(2) 納付金の種類及び支給要件等

別紙1(平成31年1月11日開催の「年金生活者支援給付金事務に関する説明会」での厚生労働省年金局資料から抜粋)参照

(3) 目黒区民のうち給付金の支給対象者(見込み)

- | | |
|---------------------|----------|
| ・老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金 | 約11,500人 |
| ・障害・遺族年金生活者支援給付金 | 約2,500人 |

(4) 納付金の主な請求方法

ア 平成31年4月1日時点で、すでに年金を受給している方の場合

給付金の支給要件対象者には、日本年金機構からターンアラウンド方式の給付金請求書が平成31年9月に送付されるため、必要事項(氏名・電話番号)を記入し、日本年金機構あて返送する。

イ 平成31年度以降に年金の裁定請求をする方の場合

平成31年4月1日以降に新たに年金の裁定請求をする方（平成31年4月2日以降に年金の新規裁定者となる方）は、年金裁定請求書と併せて給付金請求書を次の窓口に提出する。

【給付金の請求窓口】

① 目黒区での受付（受付見込み数：約70件／年間）

国民年金第1号被保険者期間のみを有する老齢基礎年金の請求をする方

国民年金第1号被保険者期間に初診日がある障害基礎年金の請求をする方

国民年金第1号被保険者が死亡した場合の遺族基礎年金の請求をする方

② 年金事務所での受付

①以外の方

（5）今後の予定

平成31年4月	年金の裁定請求者の給付金請求書の受付開始（区及び年金事務所）
7月	日本年金機構にコールセンター設置
	厚生労働省及び日本年金機構ホームページによる広報開始
8月	めぐろ区報及び目黒区ホームページによる広報開始
9月	日本年金機構からターンアラウンド請求書類送付 テレビ及びラジオ広告オンエア インターネット、ディスプレイ及び新聞に広告掲載 給付金の請求者からターンアラウンド請求書の返送開始
10月	「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」施行
12月	年金生活者支援給付金支給開始 (10・11月分の給付金が年金に上乗せされ12月に支給される。)

2 国民年金の産前産後期間の保険料免除

（1）概要

平成28年12月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、国の制度として次世代育成支援の観点から、平成31年4月以降、国民年金の第1号被保険者が出産した際に、その出産前後の一定期間の保険料については納付を要しないとともに、その期間は保険料納付済期間に算入されることとした。

産前産後保険料免除期間は、国民年金の第1号被保険者の出産の予定日（産前産後免除に係る届出を行う前に出産した場合にあっては、出産の日。以下「出産予定日」という。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間とされ、出産予定日の6か月前から区に届出を行うことができ、届出の期限は特に設けられていないものである。

なお、保険料を前納していた場合（口座振替・クレジットカード含む）は、届出を行うことで、産前産後期間の保険料が還付される。

* 「出産」とは：妊娠85日（4か月）以上の分娩をいい早産、死産、流産及び人工妊娠中絶を含む。

（2）開始年月日

平成31年4月1日

（3）対象者等

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

【目黒区における受付見込み数】

約300件／年間

(4) 届出方法

基本的に、届出は区の窓口で行う。

ア 出産前の届出の場合

母子健康手帳等出産予定日がわかる書類を添えて、届け出る。

イ 出産後の届出の場合

原則として、区で出産日を確認できるため証明書等は不要である。

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係を明らかにする書類を添えて届け出る。

(5) 今後の予定

平成31年2月 日本年金機構ホームページによる広報開始
医療機関等へのポスターの掲示（厚生労働省から依頼済み）

3月 めぐろ区報及び目黒区ホームページによる広報開始

4月 産前産後期間の保険料免除の届出開始

以 上

※日付は、現在の元号による年月日で表示しています。

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※1 以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘査して改定。平成31年度は779,300円。

【保険料納付済期間に基づく給付額】

$$\text{給付額（月額）} = 5,000\text{円} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

※2 毎年度、物価変動に応じて改定。

【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

$$\text{給付額（月額）} = \text{約}10,800\text{円} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

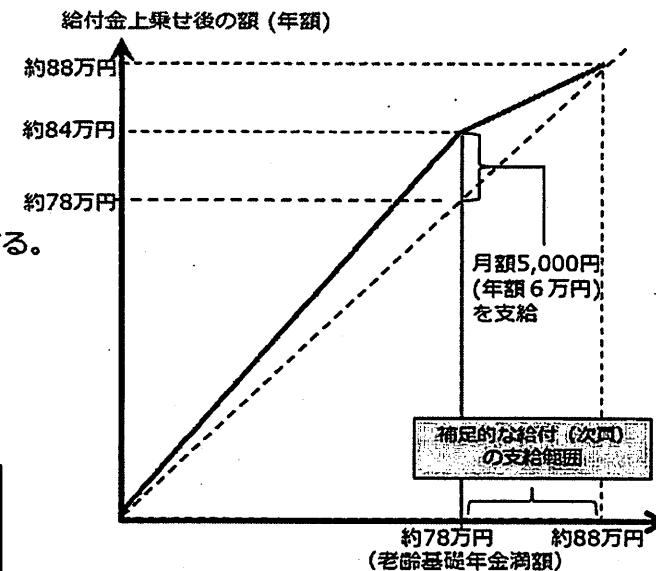
※3 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付額 (月額)	老齢基礎年金額 (月額)	老齢基礎年金額 +給付額(月額)
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
(注)保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老人年金生活者支援給付金）

- ・老人年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※4までの者に対しては、老人年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
※4 平成31年度は879,300円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて遞減する。

【対象者数】 約160万人

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
② 前年の所得※5が、462万1,000円以下※6であること

※5 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※6 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 … 5,000円※7 (月額)

障害等級1級の者 … 6,250円※7 (月額)

※7 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。